Emotech株式会社（以下、「甲」という。）及び乙山花子（以下、「乙」という。）は、甲が乙に対してプログラム開発を委託するにあたり、以下のとおり契約を締結する。

1. （本件業務の範囲）

本契約に基づいて甲が乙に委託する業務（以下、「本件業務」という。）は、以下のとおりとする。

* + 1. 甲が製作販売する製品である「時計型ウェアラブルデバイス（仮）」（以下、「本件製品」という。）の外装及びアプリケーションのデザイン
    2. 本件製品内で使用するオペレーションシステム及びアプリケーションの開発
    3. その他前各号に関連する一切の業務

1. （検収）
   1. 本件業務に基づいてデザイン、プログラム、アプリケーションその他の成果物（以下、「本件成果物」という。）が生じた場合、乙は、甲に対し、本件成果物を別途甲と合意した期日までに納品する。
   2. 甲は、本件成果物の納品後14営業日までに、本件成果物を検査し、検収結果を乙に通知する。
   3. 検収結果が不合格であった場合、乙は、別途甲と合意した期日までに本件成果物を修補し、改めて甲に本件成果物を納品する。納品後の手続は本条第2項に準ずる。
2. （対価）

甲は、本件業務の対価として、乙に対し、月◯万円を、乙が別途指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は甲の負担とする。

1. （保証）

乙は、本件成果物が第三者の権利を侵害していないことを保証する。

1. （知的財産権）
   1. 本件成果物に関する特許権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（当該知的財産権の登録を受ける権利を含む。以下同じ）は、甲に帰属する。かかる移転の対価は、第３条の対価に含まれるものとする。
   2. 乙は、甲が行う本件成果物の利用に対し、著作者人格権を行使しない。
2. （秘密保持）

甲及び乙は、本契約の内容及び本契約に関連して相手方から受領した全ての情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示してはならず、本契約を履行する目的以外で利用してはならない。ただし、次の各号に該当するものは除く。

* + 1. 受領者（相手方の秘密情報を受領した者という。以下同じ）が開示者（相手方に秘密情報を開示した者をいう。以下同じ）から開示を受けた時点において既に公知となっているもの
    2. 受領者が開示者から開示を受けた後に、受領者の故意又は過失によらず公知となったもの
    3. 受領者が開示者から開示を受ける前に、既に自ら所有していたことが立証できるもの
    4. 受領者が、開示者に対して守秘義務を負わずかつ正当な権限を有する第三者から合法的な手段により入手したことが立証できるもの
    5. 秘密情報によらず、受領者が独自に開発したもの
  1. 前項の規定にかかわらず、甲は、本件成果物を第三者に開示することができる。
  2. 第１項の規定にかかわらず、受領者は、法令等又は裁判所、行政機関、金融商品取引所その他の公的機関の規則又は要請により秘密情報を開示することを命じられた場合、必要な範囲で機密情報を開示することができる。
  3. 第1項の規定にかかわらず、受領者は、本目的のために必要な範囲のみにおいて、受領者の役員及び従業員、ならびに、本取引に関して受領者が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他の法律上守秘義務を負う者（以下総称して「役員等」という）に対して、秘密情報を開示することができる。
  4. 受領者は、役員等が法律上守秘義務を負う者でないときは、本契約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該役員等に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該役員等においてその義務の違反があった場合には、受領者による義務の違反として、開示者に対して直接責任を負うものとする。

1. （競業避止義務）

乙は、本契約期間中及び本契約終了後3年間、以下の行為を行ってはならない。

* + 1. 甲と同一若しくは類似の製品を販売する第三者又は甲と同種の事業を営む第三者との間で本契約と類似の契約を締結する行為
    2. 自ら又は第三者をして本件製品と同一類似の製品を提供し、又は甲の事業と同一又は類似の事業（以下、「競業事業」という。）を営む行為
    3. 自ら又は第三者をして競業事業を営む事業者に出資し、経営に参加し、又は役員もしくは従業員として従事する行為

1. （解除）
   1. 甲又は乙は、相手方が以下の各号に規定する事由に該当した場合には、催告なく直ちに本契約を解除することができる。
      1. 本契約（個別契約が存在する場合には個別契約を含む。）の各条項に違反し、相手方が相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に違反状態が是正されないとき
      2. 支払不能又は支払停止の状態に陥ったとき
      3. 自己振出の手形又は小切手が不渡りとなったとき
      4. 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行としての競売の申立て又は公租公課の滞納処分のあったとき
      5. 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又は特別調停の申立てがあったとき
      6. 解散、事業譲渡、会社分割、合併の決議があったとき、又は資本の減少、営業の廃止若しくは変更があったとき
      7. 資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
      8. その他前各号に準ずる事由が生じたとき
   2. 前項の解除は、解除の相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
2. （損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し相手方に損害を与えた場合には、相手方に生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含む。）を、相手方に対して賠償するものとする。

1. （準拠法・管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

1. （誠実協議）

両当事者は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、互いに誠実に協議する。

本契約成立の証として、契約書の本書２通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各１通を保有するものとする。ただし電磁的記録をもって本書を作成する場合は、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙は合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。